



3月定例会  
3月1日～24日

主な内容

- |                |     |               |       |
|----------------|-----|---------------|-------|
| • 本会議のあらまし     | 2   | • 総括質疑        | 8～12  |
| • 産業振興条例       | 2   | • 委員会審査       | 13～14 |
| • 議会改革が始動      | 3   | • 意見書         | 14    |
| • 平成22年度関係議案質疑 | 4   | • 討論          | 15    |
| • 代表質問         | 5～7 | • 審議した議案とその結果 | 16    |

3月定例会

# 平成23年度一般会計予算 410億円 原案の通り可決

本会議の  
あらまし



市政方針を表明する市長

3月定例会は、3月1日から24日まで24日間の会期で開かれました。

1日は、22年度関係議案16件を審議しました。委員会付託を省略し、2名が質疑を行いました。

3日・4日は、代表質問が行われ、志政会・市民クラブ・市民の声・公明党・日本共産党的各会派代表が、市政方針並びに新年度予算について質問しました。

7日・8日・9日は、総括質疑が行われ、11名が質問しました。

また、9日の総括質疑終了後、公平委員長が議長の出席要求に4度にわたって応じなかつたとして、議員から決議案第1号「公平委員会委員長に対する問責決議」が提出され、全会一致で可

た。その後、1名が反対討論を行い、起立採決の結果、いずれも原案を可決しました。

続いて、総額410億円の一般会計予算など23年度関係議案25件が上程され、市長から市政方針の表明と副市長から提案理由の説明がありました。

24日の最終日は、委員会に付託していた議案の審査結果について、各委員長からいいずれも原案承認の報告がありました。4名が反対、賛成の討論を行い、起立採決の結果、賛成多数で委員長報告通りいいずれも原案を可決しました。

次に、都市経済委員会から提

決しました。  
10日に都市経済、14日に教育民生、15日に生活環境、16日に総務の各委員会で、それぞれの所管事項について議案審査が行われました。

続いて、「環太平洋経済連携協定（TPP）への参加に慎重かつ適切な対応を求める意見書」を可決し、政府関係機関と国会へ送付することになりました。

以上で、付議されました案件の審議はすべて終了し、最後に市長からあいさつがあり、今期定例会は閉会しました。

## 産業振興条例 可決

議員みずからつくり、提案

市議会都市経済委員会では、市内の産業を元気にし、丸亀を住みよいまちとするため、産業経済団体や市の担当部署、議員同士の協議、意見交換を重ね、丸亀市議会初となる委員会提出の政策的条例案をつくり、今議会に提案しました。

本市議会は責任を持って、この条例の実効性を見守ります。

## 愛称募集

条例の愛称を募集していますので、ご応募ください。

詳しくは、議会事務局へ。（TEL 088-828-2424）

締め切り 平成23年5月31日（火）



出の委員会提出議案第1号「産業振興条例の制定」を可決しました。

また、議員提出議案第1号「議会委員会条例の一部改正」を可決しました。

## 議会改革が始動

### 「市民のための議会」を目指して

「議会は何をするところ?」  
首長と議会の対立が報道され、定数や報酬が話題になり、全国各地で議会のあり方が注目されています。

地方が自分たちで、まちのことを決め、まちづくりに取り組む「地方分権・地域主権」の時代です。「地方議会はしっかり仕事をせよ」との声が高まっています。

昨年12月定例市議会で議会改革特別委員会が発足、今年に入り、本格的な審議をスタートさせました。

議会改革の一環として、議会基本条例を制定した議会は22年度末に全国で200近くになりました。これについて、全国に先駆けて制定した北海道栗山町議会の当時の事務局長、中尾修氏は「全国に広がっていることは評価したいが、市民の中にしっかりと根付いているのかを心配する気持ちもある。条例を作つて『これで一仕事した』という自己満足があると思うが、それは違う」と語っています(『東奥日報』より。要旨)。

「議会改革や議会基本条例の制定は何よりも市民の目線で」と深く銘記し、討議や研究を進めてまいります。そのために、

①「議会だより」紙面でできるだけ議会改革についてお知らせします。

②市議会ホームページでもお知らせし、また市民の皆様のお声をいたたくようにします。

③委員会の会議は原則、公開で傍聴いただけます。

「市民が信頼、市民が納得」の丸亀市議会へ、果敢に改革に挑戦します!

委員長に内田俊英、副委員長に松永恭二が選任されました。



議会改革特別委員会での審議

## 公平委員会委員長に問責決議

### 議会の出席要求に4度応じず

地方自治法第121条は「普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならない。」と定めている。

都築公平委員会委員長は、議員からの質問通告に基づき、本年度においても6月議会、9月議会、12月議会とこれまで3度にわたって議場への出席を求めてきたが、日程調整ができるないとの理由で出席しなかった。そこで今3月議会では、都築公平委員会委員長が日程調整できるよう、およそ3週間前と早期に出席要求文書を送付するとともに、出席を求める日を一日に限定せず複数の日を提示するなどの配慮を行い、あわせて必ず出席するよう強く求めたところである。それにもかかわらず、受任している訴訟事務のため日程調整がつかないとの理由でまたしても出席しなかつた。

こうした状況は、地方自治法第121条に規定する公平委員会委員長の職務を遂行していないものであると言わざるをえない。

よって本市議会は、都築公平委員会委員長に対し猛省を促すとともに、委員長としての責任を履行するよう強く問うものである。

以上、決議する。

平成23年3月9日

平成22年度関係議案に対する

# 質問

## 質問者・項目

太字の項目は本文中に  
要約文を掲載

三木 まり

- ①一般会計補正予算（学校図書費、一般職退職手当（勧奨））  
 ②委託変更協定の締結（公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定）

中谷 真裕美

- ①一般会計補正予算（生活保護扶助費、小中一貫教育臨時嘱託賃金）②国民健康保険特別会計補正予算③介護保険特別会計補正予算

## 学校図書の充実 交付金をどう活用

④ 三木議員 「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、小中学校図書館の図書費 1,300万円が補正予算計上されているが、次のことを伺いたい。①学校ごとに必要とされる図書は、

地域性などで異なるが、図書購入は中央図書館で一括して行うことになっている。いくら学校図書館と中央図書館が連携して行うといつても、それでは無理がないのか②現場を知っている学校司書や学校図書館指導員との協議や意見交換はしたのか③交付金を活用して保育所や幼稚園には図書を購入しないのか。

**A 教育部長** ①中央図書館は各学校の選書がまとまれば一括発注するが、それぞれの学校に応じた図書選定作業は、各学校の司書や図書館指導員が中心となり、学校単位の配分予定額の中で行うことになる②補正予算にかかる事務は中央図書館で行うが、学校司書や学校図書館指導員と連携のもと、協議を重ね準備している③今回の交付金は、学校図書館や市立図書館の蔵書の充実を優先的に考えている。

\*住民生活に光をそそぐ交付金とは……住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかつた分野に対する地方の取り組みを支援する交付金。国の第1次補正予算で創設。

# 集団検診の受診 現状と見通しは

④ 中谷議員 特定健康診査事業費予算の補正で、特定健診にかかる委託料が当初予算の4割弱の減額になっている。受診が

進んでいるのか心配だが、22年度の特定健診の受診状況はどうなっているのか。また、受診向上策として22年度に初めて、未受診の人を対象にひまわりセンターで集団検診が行われた。「医療機関の少ないところに集団検診を」という私たちの提案に、「まず1カ所実施し、その実績を踏まえ考えたい」とことたえていたが、集団検診の状況と今後の見通しを伺いたい。

**A 生活環境部長** 特定健診の受診状況は、23年1月末現在で、対象者1万7,899人に対し受診者6,557人である。受診率は33・6%と昨年の33・2%を若干上回っている。また、集団検診はひまわりセンターで休日の2日間実施し、男性1,18名、女性1,54名、合計2,72名が受診した。23年度は新たに飯山地区での検診を1日追加し、3

日間実施する計画である。綾歌地区では検診に対する意識が比較的高く、特定健診に移行後も受診率が高いことから、現在のところ集団検診は計画している。

# 傍聴しませんか 議会を

みなさんが選んだ議員の活動や、行政が今どのようなことを行っているかを知っていただきため、本会議など議会の傍聴をしませんか。

会議の当日、手続きをすれば、どなたでも傍聴できます。  
詳しくは、議会事務局へ。  
(TEL 24-8828)



本会議を傍聴する市民のみなさん